

# 豊田市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、既存の危険なブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) ブロック塀等…………… コンクリートブロック、コンクリートパネル、その他石材等を用いて築造した塀（門柱を含む）をいう。
- (2) 所有者等…………… ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 撤去…………… 既存ブロック塀等を撤去又は敷地地盤面からおおむね40センチメートル以下の高さにするをいう。
- (4) 敷地…………… 建築基準法施行令第1条で規定する敷地をいう。
- (5) 公道等…………… 道路、公園、境内地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することが、現在及び将来においても予想される土地をいう。

## (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内に存する危険なブロック塀等を撤去することにより、地震等の災害から人命、財産を守り安全で災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、危険なブロック塀等の撤去事業を行おうとする所有者等とし、個人、法人の別を問わない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う場合
- (2) 対象となるブロック塀等が道路改良等公共事業の補償対象となる場合
- (3) 「豊田市における建築行為に係る後退用地に関する指導要綱」の適用を受け、公共側の負担によりブロック塀等の撤去をする場合
- (4) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた場合
- (5) 市税の滞納がある場合
- (6) その他市長が別に定める場合

## (補助対象者の除外)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団と認められる団体
- (3) 暴力団員が役員となっている団体

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に存し、公道等に接面する高さ1メートル以上のブロック塀等を撤去する事業とする。ただし、公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、公道等からの高さが1メートル以上あり、かつ敷地地盤面からブロック塀等の高さが60センチメートルを超えることとする。

2 対象となる経費は撤去及び処分に係る「工事費等」とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、ブロック塀等を撤去に要する経費と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、100,000円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助の条件)

第7条 補助事業は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 同一敷地内における公道等に接面する場所に存するブロック塀等は原則としてすべて撤去すること。

(2) ブロック塀等を撤去した後、新たに、倒壊等による災害の危険をもたらす恐れのある垣、柵、塀の類を同一敷地内の公道等に接面する場所に設けないこと。ただし、敷地地盤面からおおむね40センチメートル以下の高さのものはこの限りでない。

(3) 前号の証しとして事業実績報告時に「誓約書」（様式第8号）を市長に提出すること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該撤去工事に着手する前に「ブロック塀等撤去奨励補助金交付申請書」（様式第1号）に関係書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請内容に変更を生じたときは、速やかに「ブロック塀等撤去変更承認申請書」（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、「ブロック塀等撤去奨励補助金交付決定通知書」（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、変更承認申請が出た場合は「ブロック塀等撤去奨励補助金変更決定通知書」（様式第4号）により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第10条 申請者は自己の都合で、補助金交付決定後に事業を中止する場合は、速やかに「ブロック塀等撤去奨励補助金取り下げ承認申請書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。市長はその内容を審査し、適当と認めるときは「ブロック塀等撤去奨励補助金取り下げ承認書」（様式第

6号)にて申請者に通知し事業を中止とする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い時期までに「ブロック塀等撤去奨励事業実績報告書」(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に係る書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合したかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

2 前項の規定による補助金確定通知を受けとった場合は、速やかに別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 補助の目的・決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 第4条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (4) その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助事業者の責務)

第14条 申請者は補助を受けてブロック塀等を撤去した後、その跡地を含む同一敷地内における公道等に接面する場所を安全で良好な状態に保つよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成9年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成12年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成15年3月31日にその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月31日にその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日にその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日にその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日にその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。